

宇都宮市止水板等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する止水板等設置費補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、止水板等の設置しようとする者に対し、補助金を交付することにより、浸水被害の軽減を図り、もって対象建築物等の防災に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 止水板等

建築物に水が浸入することを防止するために当該建築物の出入り口等に設置するものであって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 浸水に耐え得る材質でできていること

イ 水の侵入を防止する主要な部分の取り外し又は移動が可能なものであること

ウ 繰り返し使用が可能なものであること

エ 止水板等として販売されている製品であること。ただし、簡易型止水板（設置に特別な工事を要しない簡易な止水板）を除く

(2) 設置工事

止水板等の止水効果を高めるために行う工事であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 内外壁の止水工事

イ 土間コンクリート打設工事

ウ 市長が必要と認める工事

(補助対象地域)

第4条 補助金の交付対象地域は、市内において浸水被害の発生のおそれがある地域（「宇都宮市防災ハザードマップ」における洪水又は内水ハザードマップの浸水想定区域）、過去に浸水被害が発生した地域又はその他市長が認める地域とする。

(補助対象施設)

第5条 補助金の交付対象施設は、前条の規定する補助対象地域に現に存する又は年度内に建築される住宅、マンション、店舗又は事務所等（これらに附属する駐車場を含む。）とする。ただし、国、公共団体又は国若しくは公共団体が設立、出資等した法人の所有に属する建築物を除く。

(補助対象費用)

第6条 補助金の対象費用は、前条の規定する補助対象施設において新たに設置される止水板等の設置工事に要する費用のうち次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 直接工事費
- (2) 共通仮設費
- (3) 現場管理費
- (4) 一般管理費

(補助対象者)

第7条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 補助対象施設を所有、賃借又は管理していること
- (2) 市税を滞納していないこと
- (3) 国、公共団体及びこれらに準ずる団体でないこと
- (4) 過去に同一の止水板等において、設置工事に関する補助を受けていないこと
- (5) 宇都宮市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、補助対象費用の2分の1の額とする。この場合において、当該2分の1の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 前項の場合において、補助金の額は、1申請当たり500,000円を限度とする。

(交付の申請)

第9条 申請者は、補助金交付申請書に別に定める関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の申請があったときは、必要な調査を行い、補助金の交付を決定し、交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付に条件を付すことができる。

(実績の報告)

第11条 交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、工事完了の日から起算して30日を経過した日又は工事完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、補助事業実績報告書に書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告があったときは、必要な調査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書により申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第13条 補助金の確定通知を受けた者は、補助金交付請求書に別に定める関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の請求があったときは、必要な調査を行い、補助金を交付するものとする。

(事業の変更、中止及び廃止)

第15条 申請者は、事業を変更、中止又は廃止する場合は、事前に計画変更等承認申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(事業の変更等による交付決定の取消等)

第16条 市長は、規則第8条に定めるもののほか、前条による申請があった場合は、第10条に基づく交付決定を全部又は一部を取り消し、又は変更をすることができる。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、当該取消しに係る補助金の返還を命じるものとする。

2 補助金の交付の決定を取り消した場合の補助金の返還額は、交付決定を受けた日から補助金交付決定の全部又は一部を取り消した日までの期間の年数に応じて、補助金の交付決定をした額を10で除して得た金額に、事業期間が10年に満たない期間の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り上げる。）を乗じた金額とする。

(財産処分の制限)

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付の決定日から10年以内に、補助の対象施設について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は、貸し付けようとするときは、財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による財産処分承認申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、当該申請に係る財産処分を承認し、補助金の交付を受けた者に対して財産処分承認書を送付するものとする。

3 市長は、前項の承認をした場合において、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができる。この場合における補助金の返還額の算出については、前条第2項の規定を準用する。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。